

教育長交際費支出基準

この基準は、教育長が教育行政の円滑な執行を図るため、対外的な交際をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

教育長交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額
弔慰	別表に基づき支出する。	別表参照
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等について支出する。	金額の指定があるものについては会費相当額、指定のないものについては、10,000 円を限度とする。
慶祝	各種大会、式典、祝賀会、行事等に対するお祝いについて支出する。	10,000 円を限度とする。
見舞	(1) 病氣見舞 教育委員が原則として、14 日以上以上入院治療した場合に支出する。 (2) り災・災害見舞等	5,000 円を限度とする。 その都度協議
賛助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは、原則として支出しないものとする。	5,000 円又は社会通念上認められる範囲内の額
渉外	来客や訪問先等（市教育行政の運営上必要と認められる場合に限る。）への土産品等に要する経費	その都度協議
その他	上記のいずれにも属さない場合で、交際上、教育長が特に必要と認める場合	その都度協議

別表

支出対象者（いずれの場合も本人）	香料
教育委員	10,000円
市議会議員	5,000円
報酬支給者 （社会教育委員・体育指導委員・附属機関の委員）	5,000円
その他教育長が特に必要と認める者	社会通念上妥当 と認められる額

注）供花及び花環についてはその都度協議して決定する。